

大都市における財産区管理の実態（その1）

— 神戸市の例 —

倉 田 和 四 生

はしがき——大都市の中のムラの要素

〔1〕 財産区とコミュニティの形成

——広域性と狭域性——

〔2〕 東灘区における財産区管理の実態

〔3〕 灘区における財産区管理の実態

〔4〕 葺合教育協会の役割

〔5〕 生田区における財産区管理の実態

〔6〕 財産区管理運営にみられる特質

むすび——その問題点

はしがき——大都市の中のムラの要素

パークの都市論の中心的なテーマは、都市化にともなって、社会が解体していく姿を明らかにすることであった。しかしこのように解体していく都市の中であって、いつまでも変らないままで温存されるものがある。それは移民達が母国からたずさえてきた文化（多くの場合、村落社会の生活様式）によって生きる、比較的、狭い地域社会である。その中では母国語が使用され、母国の文化と統制が生きている。移民達はこのような生活のとりでを築くことによってのみ苛酷な環境の中に生きのびることが出来る。これはアメリカ文化という大海の中の島のように、いつまでも独自の社会関係を維持し、容易にアメリカ文化にとけ込もうとしない。1920年代のシカゴには数多くの人種や民族が移住していたから、そのような島がいくつも形成された。

都市化の過程は日本でも急速に進行しているから、程度の差こそあれ、日本でもそのような現象はみられる筈である。例へば朝鮮人や中国人の場合には同じような事実がみられるし、沖縄出身者や奄美大島出身者などにも、ある特定の地域に集住し隔離している場合がみられる。

しかし都市の中のムラの要素はこのような移住者の集団の村落的生活様式だけではない。その都市が都市化以前に存在していたムラの生活様式が都市化した後もそのまま残されている例がみられる。ここではその例として神戸市の財産区の実態を述べてみよう。

日本の村落社会は米作灌漑農業を主としたところから、水田耕作に必要な「水利施設」と堆肥や牛馬の飼料源としての「入会山」が生産手段として必須の要件であったため、すべての村落は入会山と水利の施設をもちこれを利用していた。村落の生産活動はこれらの条件によって支えられており、村共同体はこれによって維持されていたが、やがて村が次第に都市化し、農地が住宅や商工業用地に転用されてくると、これらの生産手段はその重要性を失なうことになる。しかしこれは村の共有財産であり、長い間につくられた慣行にもとづいているところから、簡単に処分することはためらわれた。しかしこれらの共有財産が課税の対象になるなど、ムラの財政的負担になるような場合には、これらの財産を処分したところもあったが、なお多くの村でこれを維持してきた。

現在の神戸市は九つの区に分かれており、その中には神戸港が開港した当時から市域に含まれていた生田区もあれば、昭和25年に合併された東灘区もあるが、これらすべての区に財産区が残されている。その実態はさまざまであるが、大勢としては、次第に消滅していく傾向にある。私はコミュニティ研究の一環として昭和46年から50年にかけて神戸市にある数多くの財産区管理会の責任者に面接して聞き取りを重ねた。その成果は「コミュニティ・カルテ」の中に行政区別に公表されているが、ここで一つにまとめて論究してみよう。

〔1〕財産区とコミュニティの形成

——広域性と狭域性——

ところで、最近、コミュニティの育成が呼ばれているが、財産区はコミュニティにとってどのような役割を果しうるのであろうか。

まず第一の機能は、都市化の荒波を受けて、普通なら消滅したはずのムラの伝統が、財産区財産の管理との関連で維持されて来たことである。神社の祭礼をはじめ、多くのムラの伝統的な慣行はこれらの人々によって維持されている。

コミュニティの育成は人々が直接ふれ合うことによってのみ可能である。ところでそのような交流の場は今日の都市社会では、主に集会所その他の公共施設であるが、あとでみるようにかなりの財産区はこのような集会所をもっている。市の施設が全市的あるいは行政区単位のひろがりに大規模な集会所を建設することに追われ、小地域の集会所にまで手がまわりかねているとき、財産区が管理する小さな集会所や広場などの果たす役割は大きい。

第三に、財産区が地域の社会福祉に果している意義もまた高く評価されなければならない。すべての財産区というわけではないが、財産区のなかには地域の社会福祉のため大いに役立っているものもある。なかには地域内の教育機関や福祉施設への助成をもってその目的と考えているような財産区さえある。それほどではないにしても、ほとんどの財産区は、多かれ少なかれ、地域の社会福祉に貢献している。

最後に、コミュニティにおける財産区の意義は市の行政のあり方をチェックする住民参加の拠点となるところにあるといえよう。本来、市の行政は「能率の論理」をその基本的性格としてもっている。そこから広域性指向が生まれ、広域行政が目標とされる。しかしメディアを媒介しない人間と人間の直接的なふれ合いがコミュニティを育てるものであるから、直接接触を重視するコミュニティは本質的に「狭域性」を指向している。そこでコミュニティの狭域性指向は「能率の論理」や「広域行政」とは矛盾するものである。

このような状況のなかで、狭域性の重視の原則を守り抜き「直接接触」による温かい人間交流の

場としてのコミュニティが、市行政の「能率の論理」に対抗していくためには、それ相応の財政力をもつ必要がある。コミュニティのこのような要請にたいして、財産区は或る程度まで応えることが出来るであろう。

〔2〕東灘区における財産区の管理の 実態

財産区は市町村及び特別区の一部で、財産や公の施設を所有しているもの、または市町村及び特別区の廃置分合もしくは境界変更に際し、市町村及び特別区の一部で協議により、財産や公の施設を所有することが決められたもの（地方自治法第294条）である。すなわち明治22年の市制・町村制度実施にあたり、近代国家への統合を進め、さらに行政効果を高めるために、町村合併を促進したがその際に、従来の慣習を尊重し、旧来からある財産及び公の施設を有する市町村の一部に特別の公法人格を認めたものである。

東灘区における財産区は、明治22年、市制・町村制施行の際のものと、昭和25年神戸市との合併の際に旧町村（または旧大字）単位で所有することが認められたものがある。管理組織には、財産区議会、財産区管理会、評議員会などの形態がみられる。

（1）財産区の存在形態（昭和48年現在）

（単独所有）

- | | |
|---|-------------------------|
| ①魚崎財産区議会 | 議長 岩井 義男 |
| 財産 宅地 約9,000坪 | 建物 会館（3件）、
いこいの家（1件） |
| ②御影財産区管理会 | 代表者 塚崎 豊吉 |
| 財産 墓地 2,489坪、その他 294坪 | |
| ③郡家財産区管理会 | 代表者・谷口 薫雄 |
| 財産 墓地 459坪 | |
| ④田中財産区管理会 | 代表者 岩村 三郎 |
| 財産 溜池 360坪、その他 70坪 | |
| ⑤北畑財産区管理会 | 代表者 谷 茂 |
| （神戸市へ移管）財産 山林・原野 13,992坪、溜池 15坪、墓地 219坪、その他 15坪 | |
| ⑥森財産区管理会 | 代表者 馬場 信男 |
| 財産 山林・原野 69坪、墓地 328坪 | |
| ⑦田辺財産区管理会 | 代表者 林 作兵衛 |
| 財産 墓地 96坪 | |

- ⑧岡本評議員会 代表者 増田太郎右衛門
財産 墓地 397坪, その他 100.84坪
- ⑨野寄評議員会 代表者 高井 宗官
財産 溜池 7坪, 墓地 684坪, その他 7坪
- ⑩西青木財産区管理会 代表者 中田信三郎
財産 山林・原野 194坪, 溜池 105坪, 墓地 129坪, その他 797.96坪
- ⑪深江財産区管理会 代表者 飯田 敏夫
財産 山林・原野 186坪, 溜池 8坪, 墓地 933坪, その他 2,138.53坪
- ⑫青木財産区管理会 代表者 木村 甲辰
財産 その他 297.68坪

（共同所有）

- ⑬岡本, 田中, 西青木, 野寄, 魚崎, 住吉学園
財産 山林・原野 80,940坪
- ⑭深江, 青木, 西青木
財産 墓地 1,534.52坪
- ⑮魚崎, 野寄, 住吉学園
財産 山林・原野 264,516坪
- ⑯森, 田辺, 深江, 中野, 小路, 神戸市, 津知, 三条
財産 山林・原野 938,247.50坪
- ⑰岡本, 田中, 西青木
財産 山林・原野 369,500坪

（2）管理運営の実態

財産区の管理運営の実態は、各財産区の歴史

的、地域的な事情によってそれぞれ特殊性があって、必ずしも定まった方式がとられていない。魚崎財産区のように財産区議会を設け、公職選挙法にもとづく議員の選挙をおこなっているものを除き、その実態はあまり明らかでない。

「地方自治法第296条の2」によると「財産区管理会は、財産区管理委員会7名以内をもってこれを組織する。財産区管理委員は非常勤とし、その任期は4年とする。」との規定があるところから、各財産区ではこの規定にしたがって管理委員を選出し、その管理運営に当たっている。しかし運営実態は多様であるため、その全貌を明らかにすることは困難であるが、その一部をケース・スタディとして示してみよう。

（3）財産区管理会のケース・スタディ

1) A財産区議会

この財産区は、神戸市内唯一の公職選挙法にもとづく選挙によって選ばれた議員によって運営されている財産区である。

代表者 明石市から昭和5年に来住、町役場に勤め、神戸市内への合併時は助役であり、合併後も5年間、区役所出張所長の職にあった。現在、自治会長も勤めている。

役員の選出方法 公職選挙法にもとづく。市会議員の選挙資格を有し、この地区に居住するもの

（表1） 昭和48年度予算報告書（昭和48年4月1日～昭和49年3月31日）

収入の部		支出の部	
項 目	予 算 額	項 目	予 算 額
1. 財産収入	7,589,000円	1. 議会費	907,000円
(1) 財産運用収入	4,407,000	2. 財産管理費	4,233,000
(2) 基金収入	3,180,000	(1) 事務費	3,011,000
(3) 財産売却収入	1,000	(2) 会館費	852,000
(4) 雑収入	1,000	(3) 建物管理費	370,000
2. 会館使用料	350,000	3. 基金造成費	1,000
3. 基金繰越金	1,000	4. 福祉費	8,333,000
4. 前年度繰越金	7,606,000	(1) 老人福祉会費	534,000
5. 諸収入金	510,000	(2) 老人いこいの家運営費	400,000
		(3) 会館建設費	7,004,000
		(4) 団体福祉費	195,000
		(5) その他	200,000
		5. 雑 費	50,000
		6. 予備費	2,532,000
計	16,056,000円	計	16,056,000円

はすべて投票権を有している。被選挙権は、投票権を有するもので年齢25歳以上のもの。

任期 4年

議員の定数 16名

財政事情 収入の主なものは、貸地料と基本利子などで、総額1,600万円をこえる。支出の主なものは財産管理費と会館建設費である。

したがってこの財産区の主たる活動は、会館建設などの社会福祉面にあることがわかる。議長の意見によると、10年間ぐらいの間に財産を処分して社会福祉センターを建設したいとのことである。(表1参照)

2) B財産区管理会

この財産区は、自治会の機能も果たしている。

代表者 地元出身で70歳、代々農業であったが現在は無職で貸地や貸家の収入によって生計を営む。

代表者の選出方法 4年ごとに改選するが、推薦によるので地域に古くから居住している人が選ばれる。

役員の構成 管理委員6名、会計監事2名で構成されている。年齢は70歳代2名、60歳代4名、50歳代1名、40歳代1名であり、職業は自営業6

名、会社員2名となっている。

会議の開催 必要に応じて開く。

財政事情 収入の主なものは、公会堂使用料、地代、預金利息、繰入金であり、合計金額が150万円をこえる。支出の主なものは、公会堂管理費、事務費、助成費などで合計150万円あまりとなっている。

3) C財産区管理会

代表者の選出方法 推薦による。任期は4年である。

役員の構成 会長1名、副会長1名、会計1名、委員4名の合計7名。代表者の年齢は60歳代4名、40歳代2名、30歳1名である。職業は全員地元の自営業主である。

会議の開催 必要に応じて開催する。

財政事情 支出から明らかなように、約500万円の予算で伝統行事の維持と社会福祉活動の助成をおこなっている。(表2参照)

4) D財産区管理会

代表者の選出方法 推薦によって行い、任期は4年である。

役員の構成 会長1名、副会長1名、会計1名、委員4名、監事2名、計9名から構成される。年

(表2) 昭和48年度決算報告書

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	決 算 額	項 目	決 算 額
1. 前年度繰越金	581,610円	1. 役員会議費	3,000円
2. 貸地料	1,191,493	2. 事務費	6,468
3. 井戸使用料	48,000	3. 財産管理費	2,000,312
4. 受益者負担額	180,741	4. 老人いこいの家費	756,900
5. 補助金	390,000	5. 消防団助成費	500,000
6. 雑収入	668,633	6. 祭典費	41,320
7. 保官金より繰入	2,000,000	7. 敬老会助成費	50,000
		8. 青少年対策費	60,000
		9. 防犯活動費	50,000
		10. 婦人会活動費	50,000
		11. 災害予防費	15,000
		12. 研究費	170,000
		13. 共同史編さん費	20,000
		14. 神社分担金	115,000
		15. 雑 費	78,590
		16. 積立金	1,090,000
		17. 繰越金	53,887
計	5,060,477円	計	5,060,477円

（表 3） 昭和47年度決算報告書

収 入 の 部		支 出 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
1. 前年度繰越金	155,516円	1. 会議費	198,629円
2. 保管金受入	6,320,584	2. 事務費	203,765
3. 車庫賃貸料	37,500	3. 財産管理費	725,551
4. 利 息	59,854	4. 事業費	316,629
5. いこいの家より受入	247,951	(1) ラジオ体操助成金	75,000
		(2) 老人会助成金	20,000
		(3) 消防団助成金	30,000
		(4) ボーイスカウト助成金	19,400
		5. 文化センター費	4,942,329
		6. 諸支出費	145,750
		7. 繰越金	144,352
計	6,821,405円	計	6,821,405円

齢は70歳代3名，60歳代2名，50歳代4名であり，職業は自営業5名，会社役員2名，会社員1名，無職1名となっている。また地元出身者5名，来住者4名となっている。

財政事情 この財産区は，実質的には，連合自治会と一体化しており，財産区の予算の一部を連合自治会の社会福祉活動に利用している。（表3参照）

5) E協議会

旧E村は神戸市との合併に先だって，合併後も村の財産が地区の発展のため制約なしに使えるように財団法人E学園を創設した。

代表者 地元出身で地区の協議会と学園の理事長を兼ねている。年齢は74歳，教育振興会長や消防後援会長などもつとめている。

役員の構成 委員（理事）は合計25名，総務委員8名，不動産委員8名，事業委員8名の三部門からなっている。

任期 4年

選挙資格 有権者すべて

被選挙資格 昭和26年6月に在住した人のみ被選挙権が認められる。

例会 月に1回定例の理事会，月1回委員会，2カ月に1回正副委員長会議を開く。

財政事情 収入 収入の主なものは，宅地，山林，保安林の賃地料及び基金の利息が，年間約1億円ぐらいある。これによって学園が運営されている。 支出 理事の費用弁償約1,000万円，町

内の教育関係助成約650万円，町内の協議会助成550万円，その他，消防団，青年団，婦人会など町内の各種団体への助成などを行なっている。

E協議会の場合には，九つの協議会（他の地区の自治会に相当する組織）を下部組織とし，一定の比率で理事を選出しているところから，町全体の統合に大きな役割を果たしているといえる。ここでは伝統的な遺産を地域住民の福祉のために最大限に活用している。

〔3〕 灘区における財産区管理の実態

灘区における財産区は，旧村（昭和4年，神戸市編入時は大字）単位で所有していた財産であったが，合併に際して旧村単位で所有することが認められたものである。昭和4年神戸市編入の際，財産区協議会となり，昭和40年，市条例によって「財産区管理会」となった。

(1)財産区の存在形態

灘区の財産区は，旧村で単独所有のものと数カ村共有のものとがある。

単独所有のもの（昭和46年現在）

（財産区名）	（代 表）	（地目）	（延 坪）
ア）岩屋	佐伯 敬次	山林	2,470.20坪
イ）徳井	堂内長左衛門	宅地	1,819.78坪
		原野	60.30坪
		溜池	2,136.90坪
		墓地	518.10坪

		建物 (会館)	182.00坪
ウ) 大石	丸岡 裕一	宅地	1,333.88坪
		原野	35.40坪
		墓地	394.80坪
		建物 (集会所)	18.58坪
エ) 河原	中沢磯次郎	宅地	61.00坪
オ) 高羽	大島美之助	宅地	430.00坪
		山林	42,454.80坪
		墓地	393.60坪
		建物 (会館)	180.00坪
カ) 上野	幸王 久郎	宅地	202.00坪
		建物 (集会所)	123.75坪
キ) 五毛	山口寛治郎	溜池	390.00坪
		宅地	292.40坪
		建物 (会館)	55.31坪
ク) 新在家	谷 政之助	宅地	21.75坪
		畑	93.00坪
ケ) 八幡	成瀬佐太郎	宅地	173.85坪
		山林	91.80坪
		墓地	750.00坪
コ) 篠原	千松福太郎	宅地	205.26坪
		墓地	156.90坪
		建物 (集会所・倉庫)	61.21坪
サ) 稗田	宇都宮才助	宅地	33.13坪
		山林	7.50坪
シ) 森	中野喜一郎	溜池	68.40坪
		宅地	1.50坪
ス) 都賀	吉田清左衛門	宅地	800.10坪
		溜池	90.00坪
		建物 (店舗)	32.50坪
		建物 (浴場二つ)	120.80坪
		建物 (集会所)	124.25坪

共有のもの(昭和46年現在)

ア) 大石, 篠原, 新在家, 河原, 畑原, 五毛, 森, 味泥, 上野, 原田, 岩屋, 稗田, 鍛冶屋の13部落(高羽, 都賀, 八幡, 徳井の4部落が入っていない)。

財産内容は, 焼場 60.00坪, 墓地 1,200.00坪。

(財産区名)	(代 表)	(地目)	(延 坪)
イ)	篠原 千松福太郎	宅地	6,829.16坪
	八幡 成瀬佐太郎	山林	68,517.00坪
	都賀 吉田清左衛門	雑種地	546.00坪
ウ)	高羽 大島美之助	宅地	407.94坪
	都賀 吉田清左衛門	山林	77,449.50坪
	八幡 成瀬佐太郎	雑種地	313.50坪
	篠原 千松福太郎		

の三種である。

(2) 財産区管理会

財産区管理会は八つ設けられている。

(地区) (会 長)

- ア) 高羽 大島美之助 外6名
- イ) 都賀 吉田清左衛門外6名
- ウ) 篠原 千松福太郎 外11名(会計監事5名)
- エ) 八幡 成瀬佐太郎 外10名(会計監事4名)
- オ) 徳井 堂内長左衛門外12名(会計監事6名)
- カ) 大石 丸岡 裕一 外8名(会計監事2名)
- キ) 上野 幸王 久郎 外8名(会計監事2名)
- ク) 五毛 山口寛治郎 外8名(会計監事2名)

この外に数カ村共有の財産区の機関として九つの協議会が設けられている。

(地区) (会 長)

- ア) 鍛冶屋 古田 耕作
- イ) 森 中野嘉一郎
- ウ) 味泥 得田 一郎
- エ) 稗田 宇都宮才助
- オ) 新在家 谷 政之助
- カ) 河原 中沢磯太郎
- キ) 岩屋 佐伯 敬次
- ク) 畑原 貞松 博文
- ケ) 原田 三木 惣市

(3) 財産区管理会のケース・スタディ

1) F 財産区管理会

代表者 管理会の会長は地元出身ではないが, 大正期に来住してすでに56年になるから, 地元融合し地元を代表している。76歳にかかわらず地元の重要な役職に名を連ねて活躍しており, その他に裁判所の調停委員も兼ねている。

役員の構成 管理委員7名, 会計監査5名, 合計12名で運営。

任期 4年

被選挙資格 ①年齢30歳以上, ②50年以上当地に居住している人, ③土地家屋など相当の財産を

所有しているもの。

選出方法 具体的な選出方法は、地域の主要な団体の長（自治会長、婦人会長、P.T.A. 会長、青年団長など）の推せんによって選び、氏名を会館に公示し公証人によって確認してもらう。

役員の属性

年齢 69歳1名、70歳5名、80歳1名で平均年齢76歳と高齢化している。また5名の会計監事の場合も同様に高齢である。

職業 無職、自営、会社役員が多い。

例会 月に一回定例会議をもって会の運営について話合う。

財政事情

歳入 F地区には、①F単独の財産区財産、②三カ村の共有、③四カ村共有、④13部落の共有の四つの財産区財産があるが、その中で六甲において13万5,000坪を賃貸しているものがあり、これから借地料が年間200万円ぐらい入る。これらの資金によって基金を5,000万円ぐらいつくり、その利息によって活動が出来るようにするのが念願である。

13部落共有の財産は昭和15年、某氏と売買契約をしていたが、神戸市が同意しないため行きづまっていた。この行きづまりを打開するため、神戸市へ40万円で売却し、神戸市も某氏へしかるべくお金を出して妥協した。40万円は13部落で各3万円ずつ配分し、それぞれ集会所や会館などの建設費用にあてた。

これとは別に、明治38年ごろ街区の中の墓地を長峰山に移したが、先の神戸市との売買の条件の一つとして当地に3万坪あまりの墓地を無償で使用してもよいことになった。

3万坪で坪単価2万円とすると6億円相当となる。この墓地を造成して44年に2,000万円、45年に2,000万円の収入があったので、部落当り年100万円ぐらい配分された。

歳出 小学校・中学校への寄付、消防署、防犯協会関係、保健所、消防団などへの寄付、灘区勢振興会への寄付が主なものである。

この財産区は灘区のなかでも最も大きな財産をかかえた財産区であるが、会長の指導のもとで堅実な運営をやっているといえよう。ただ役員の被選挙権が50年の居住を必要としているところから

古い人たちに制限されることになっている。

2) G財産区管理会

この財産区は旧G村の共有財産の管理会であるが、ここは財産区管理会がそのまま自治会の機能を果たしている。

代表者 76歳、地元出身で大正10年から財産区協議会に関係し、会長の職もすでに46年間も勤めている。財産区の外に、灘区勢振興会、育英会、民生委員など地域団体の要職を兼任し、裁判所の調停委員も勤めている人物である。

役員の構成 会長の外6名、会計監事5名、計12名で運営。

役員の選出方法 役員の選出は、4年毎の選挙によるが、外来者を必ずしも排除しない。新しい人も入れる方が責任を感じるようになって考えている。しかし、主要な役員の大部分は地元出身である。

役員の年齢 70歳代3名、60歳代2名、50歳代3名、40歳代3名で、他の財産区に比べるとかなり若返っているといえよう。

財政事情

歳入 7,850,000円（市長保管金交付7,050,000円、財産収入450,000円、繰越金350,000円）

8年前に1万坪あまりの土地を売却し、約1億円の基金ができた。そのうち一部を会館の建設にあて、残りを市に預託し、その利息を毎年受取って会の運営に当てている。

この財産区管理会は、財産の管理運営にあたると同時に自治会の機能を果たしている。自治会費を徴収せず、年間780万円の地元サービスを果たしているわけである。

歳出 7,850,000円（事務費1,120,000円、事業費5,500,000円、館会費880,000円、予備費350,000円）

支出の主なものは事業費550万円であるが、その内容で最も大きいものは助成費の180万円で、これは学校および保育所、灘育英会、灘区勢振興会、婦人会、ボーイ・スカウトなどに寄付される。次に、環境衛生費105万円は薬品代と清掃人夫などの人件費である。その他の支出も、ほとんどが地域の社会福祉に貢献している。

財産区の管理運営は、単に古いものを残すだけでよいというのではなく、公共の福祉のため利

用することが必要であるというふうに考えると、ここに、財産区管理会の一つのあり方が示されているというべきであろう。

〔4〕 葦合教育教会の役割

葦合教育教会は、旧財産区の見返りとしての交付金をもとに、神戸市葦合区内の教育事業を推進するため、昭和37年3月から発足したものである。まずその成立のいきさつから考察してみよう。

（1）成立のいきさつ

昭和13年旧葦合区有財産（331町9畝の山林）を市に寄付する条件として、19万円の交付金を受取ることになった。この交付金をもとに、葦合区の教育事業の推進に協力しようとするのがこの協会の主旨である。

①昭和13年6月14日の市会の議決によると、331町9畝余（993,000坪）を次の条件をつけて寄付した。すなわち昭和13年度において190,000円を葦合区に交付すること。一時に交付できない場合には、交付未済額につき3分の利子を完済に至るまで支払うこと。

このような議決がなされたが、市は元金を支払うことなく、昭和13年から28年に至る間は、その利息5,700円を交付してきた。

②昭和29年にはこれを改め、当分の間10万円を交付することになった（昭和29年12月14日、第81号議案）。

③昭和36年1月に、葦合財産区は消滅したので37年3月より旧葦合財産区協議会を教育協会に発展させた。

④昭和38年～40年は、交付金が14万円に増額された。

⑤昭和41年度から昭和47年度までは、さらに増額され、20万円となった。

⑥昭和48年度からは、さらに増額され、30万円となった。

⑦本協会の財産は、葦合財産区の財産を基礎とし、毎年市より受ける交付金をもってあてられている。

（2）教育協会の事業

教育協会の事業としては

①本協会に関係ある学校及び各種団体との連絡及び協力

②教育に関する調査研究

③優良な児童及び生徒に対する奨学資金の貸与

④その他、協会の目的達成に必要な事項となっている。

さらに、事業実施要領によると、44年までの交付金の合計160万円を基金として、その利息および交付金によって図書の寄贈（区内14校×18,000円）と教材支給（区内14校×10,000円）の2つを行っている。

（3）教育協会の組織

協会の役員は、理事長1名、副理事長1名、理事若干名、監事2名、評議員若干名となっているが、実際には旧葦合財産区協議会の議長及び議員が協会の役員になっている。

教育協会は、旧財産区の見返りとしての市の交付金を財源とした教育援助機関である。これは、兵庫区の教育協会を範として作られている。

〔5〕 生田区における財産区管理会の実態

生田区にはもと神戸区有財産が存在し、学校の維持経営、諏訪山遊園地、動物園を経営していたが、昭和12年にこれを市に移譲し神戸区会は解散した。その見返りとして生田区公会堂が建設された。これとは別に、現在、生田区には財産区管理会が一つと財産区協議会が二つ存在している。

（1）財産区管理会（昭和47年現在）

財産区名 下山手通7丁目財産区管理会

代表者 広狩藤作

財産 山林 152,191.81坪

共有財産 奥平野財産区と共有

（2）財産区協議会（昭和47年現在）

①協議会名 山本通5丁目財産区協議会

代表者 藤原政雄

財産 宅地（貸地）118.33坪

②協議会名 東川崎町2～7丁目財産区協議会

代表者 中野末治

財産 宅地（貸地）

（3）財産区管理会のケース・スタディ

1) H財産区

成立のいきさつ

この財産区（旧S村）の財産の主なものは住民の入会権の存した土地であって、明治21年神戸市

の管理下に編入された（その法律的根拠は明治5年6月15日大蔵省通達第56号）。市の管理下になってから、住民がこの入会地に立入り山林の間伐をすることは禁止されてはいないが、市長の許可認可を必要とするようになった。

当財産区有財産（土地）の登記名は「H財産区」となっている。H財産区管理会は、地方自治法第296条の2により設置された地元における管理運営機関である。

当財産区管理会が保存継承している書類は昭和17年8月18日以降のものであるが、市長に提出された報告書によると「H財産区協議会」と称され、会長以下6名で運営されていたことがわかる。

また、戦後になると住民の燃料として共有林の雑木林の間伐払下げの願書を市長あてに提出している。

昭和21年3月協議会議員の再編成が行われ、会長以下8名で運営されることになったが、区外転出者や死亡者についてはその都度補充してきた。

昭和39年神戸市は条例によって、財産区管理会規約を統一したので、当財産区もこれに従って管理会規約を作成した。

昭和45年会長は健康上の理由で会長の辞任を申し出たが、管理会で承認され、臨時に副会長を会長職務代行に推薦した。やがて同氏を正式に会長に決定して市長に届出た。

財産区の現況

継承してきた財産物件は次の通りである。

（単独所有物件）

- ①兵庫区平野町天王谷奥東山266の1（保安林）
17,164坪
- ②兵庫区平野町天王谷奥東山266の2（保安林）
269坪
- ③兵庫区平野町天王谷奥東山271（保安林）
2,670坪
- ④北区山田町下谷上字一里山6の3（保安林）
18,000坪
- ⑤北区山田町下谷上字一里山6の6（保安林）
14,700坪

以上5筆、坪数にして52,803坪である。

（共有物件）（奥平野財産区と共有）

- ①兵庫区平野町平野谷（山林）213,373坪
- ②兵庫区山田町下谷一里山5（山林）150,000

坪

以上2筆、坪数にして363,373坪である。

そのうち単独所有物件5筆は、地域内に自治会館を設立する資金を生み出すため、昭和45年3月11日神戸市に売却した。

売却までのいきさつは次の通りである。「近年、生活環境改善への意識が高まるにつれ、自治会活動も一般に充実化しつつあるが、町内には現在自治会活動の中心となるべき会館がないので、町内の行事や会合にも不便である。そこで集会所、事務所および社会福祉事業法による隣保事業を行う目的で会館を建設することの必要性を痛感している。」その建設用地として当町内に31坪の市有地が区画整理事業用地として存在しているので、これを入手することが適当であると考えられる。そこでこれを取得するため区画整理事業区域内の別の土地を買取ってさきの事業用地と交換したいと考え、このことを昭和45年1月30日、文書によって市長に請願した。この計画は一時、住民の反対で中止されていたが再び推進された。

幸い市はこの趣旨に賛同し、その価格は折衝の結果3,500万円と決定した。そこで3月11日市長の決裁とともに契約し、同13日に移転登記、同23日この代金は神戸銀行公務部の手により、1,500万円を通常預金し、2,000万円を定期預金としH財産区名義で預託されているが、これはいずれも市長の管理下におかれている。

また、前記共有地のうち北区山田町下谷上一里山5の山林50町歩（15万坪）は、神戸市の青少年林間レクリエーション・センターとして市に貸与しており、その使用料、年間75万円の収入があるが、当財産区の取得分は30万円でこれも市において管理保管している。

総預金額は、昭和47年4月現在44,934,000円である。

財産区管理会の運営

代表者 管理会の代表者は淡路出身で、大正期に転入し、居住はすでに50年を超える。自治会長、民生委員、氏子総代などを兼ねている。

役員の構成 管理委員7名、会計監事2名。

役員の任期 4年

役員の選出方法 慣習に従い話し合って推薦する。

役員の年齢 70歳代 1名, 60歳代 4名, 50歳代 1名, 30歳代 2名。

役員の職業 ほとんどが地域の自営業で, 会社役員が 1名。

役員の来住時期 地元出身 2名, 大正期 3名, 昭和の初め 1名, 昭和20年代 3名。

今後の課題 この財産区管理会は, 自治会と一心同体の運営をしているところから, 財産区の財産によって自治会館を建設することを思い立ったわけであるが, これに反対する動きも現われた。そこで自治会は, この問題に関して町内にアンケートをとったところ, 約70%の人は計画に賛成したが, 建設用地の周辺の住民13名が反対した。そこで弁護士を中に入れ反対者の説得に努めた。このような事情で計画は一頓挫をきたしたが, 将来, 再び計画を実施に移す予定だという。

この財産区の場合には, 計画に反対する住民を辛抱よく説得するため, 財産区の沿革や現状について資料がよく整理されている点は, 他の模範とされるであろう。

〔6〕 管理運営にみられる特質

これまで述べて来た管理運営の実態のなかに見られる特質について述べてみよう。

まず第一に, 資産の内容についてみると, 主要なものは六甲山系の山林原野であることがわかる。東灘区および灘区においては大規模な入会山が共有の財産となっている。しかし都心部すなわち葺合区, 生田区においては大規模な財産区がすでに消滅しており, 周辺部, 郊外において大規模な財産区が残されていることが明らかになった。

第二に, 管理会の年間の予算についてみると, 約100万円代から1,600万円にまでわたっている。この予算額は自治会などの予算にくらべるとかなり大きな額であるといえるのではないか。地域別にみると東灘区と灘区の場合に大型の予算がみられ, 葺合区や生田区の場合には, これと比較すると少さい。したがってこの場合にも, 都心部において少さく, 郊外では大きいといえよう。

第三に, 選挙権 および被選挙権についてみると, A財産区の公職選挙法による場合をのぞき, 他はすべて, 実質的には, 居住歴の古い人達の間で推薦によって決めている。その際, 役員を古い

人達や地元出身で占める場合と, 来住者の役員就任を認める場合があるが, 来住者の場合でもかなりの年数居住し, 少なくとも前の役員から適当と認められたものにかざられている。これは伝統的な遺産の継承という点からみれば無理からぬ点もあるが, これらの管理は実質的にはかなり閉鎖的な性格をもっているといえよう。

第四に, 役職者は, 一般に, 60歳代, 70歳代の人達によって占められており, かなり高齢化している。多くの管理会において, よい後継者を得たいと欲しているにもかかわらず, 適当な若者達をひきつけることが出来ない状態である。これは管理会の運営が伝統的で閉鎖的な性格によるものと思われる。

第五に, 会の活動からみると, ほとんどの会は地元の福祉団体にたいする助成をおこなっており, 助成団体の観がある。これは管理会の予算の支出が公共的なもの, 福祉的なものに限定されているところからくるものであるが, 先祖の遺産を地元の公共の福祉に利用することはきわめて意義の深いことであろう。

むすび——その問題点

紙幅の制約のため本稿は二つに分割して発表することにした。ここで一応まとまりをつけるため, 最後に大都市コミュニティの中にある財産区の問題点について述べてみよう。

財産区の財産はもともと村落の生活に必要なものであり, その多くは重要な生産手段であった。しかし都市化の急激な進展にともなって村落が都市に変貌したことによって事情は大きく変ってきた。農業従事者が次第に減少し, やがて農業が営まめなくなると, かつての生産手段は単なる財産にかわる。そこでこれらの財産は地元民だけで管理にあたるが, その地域社会には外部からの来住者が相つぎ, やがて地元民よりも来住者の方が多数を占めるように成る。このような状況のなかで, 財産区のあり方はいくつかの問題を生み出す。

まず第一は, 財産区の管理が, 多くの場合, 旧地元民によって占められるため, 地元民と来住者との間に隔離(segregation)が生じるということである。神戸市の場合についてみると, 財産区議会を設けたところや, 管理に来住者の参加を認め

たところもあるが、大部分は、実質的に、地元民によって運営されているから、地元民と来住者の間には隔離が生まれることになる。大部分の来住者は地元の財産区には無関心である場合が多いが、時として来住者と地元民との間に葛藤が生まれることがある。財産区の管理を地元民に限定するといった閉鎖的な運営がなされるかぎりにおいて地元民と来住者の隔離とそれによる潜在的葛藤はさけ難いものである。ことに管理組織がごく少数の地元民で運営され、それがほとんど公共性をもたず一般住民と完全に遊離している場合には、多数の来住民によって羨望と疑惑の目をむけられることになる。

そこで第二に、どのようにして公共性を獲得するかという問題がある。神戸市の例でいえば、委員の選出は、

- 1) 地元民だけで委員を選出する。
- 2) 来住者に管理委員の選挙権のみを与える。
- 3) ある条件で来住者に被選挙権も与える。
- 4) 財産区議会をもうけ公職選挙法にもとづく選挙によって議員を選出する。

といったやり方がとられている。

また地元住民組織との関係でいえば、

- 1) 地元民だけで鎖閉的に管理運営する場合、
 - 2) 管理会を地元住民組織が運営する場合、
 - 3) 財産区の議会を設ける場合、
- に区分することも出来る。

選挙権を来住者にも認めるやり方は、一見、民主的であるようにみえるが、住民の地域にたいする関心が薄い場合には、実質的には地元民だけの

管理を許すことになるから、これだけでは十分とはいえない。

自治会など地域住民組織の役員が管理する場合には、利益を自治会のサービスにのせて住民全体に還元されることが期待される。この場合には、ある程度まで公共性をもちうるものと考えられるが、いずれにしても住民が地域に深い関心を寄せることが最も重要なことであろう。

参 考 文 献

- 1) 神戸市理財局「財産区に関する論文集」
- 2) 神戸市企画局調査部『コミュニティ・カルテ』（東灘区、灘区、葺合区、生田区編）昭和48年～51年
- 3) 倉田和四生「大都市の住民自治組織」関西学院大学社会学部紀要26号 1973
- 4) 倉田和四生『都市化の社会学』法律文化社 1970
- 5) 魚崎町誌編集委員会『魚崎町誌』昭和32年
- 6) 御影町誌編集委員会『御影町誌』昭和11年
- 7) 神戸市『神戸市史』第二輯本編、昭和12年
- 8) 神戸市『神戸市史』第三輯行政編、昭和37年、社会文化編 昭和40年
- 9) 西灘村『西灘村史』大正15年
- 10) 谷田盛太郎編（武庫郡住吉村発行）『住吉村誌』昭和21年12月
- 11) 谷田盛太郎編（財団法人住吉学園発行）『財団法人住吉学園』昭和43年12月
- 12) 谷田盛太郎編（財団法人住吉学園発行）『続住吉村誌』昭和47年5月

付記 この調査をすすめるに当たって神戸市企画局総合調査課が全面的に支援していただいたことに心から感謝したい。